

鹿島市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和8年8月18日

鹿島市監査委員 村 田 敏 樹

鹿島市監査委員 山 口 孝

令和7年度 定期監査結果の指摘事項等に対する改善措置状況

【対象部署】 DX・ゼロカーボン推進室（旧：DX推進室）	
指摘事項	改善措置の内容
① 保守契約において、債務負担行為または長期継続契約の手続きがなく翌年度にまたがる契約期間を設定しているものがあつたため、会計年度独立の原則に基づき適正な事務処理に努められたい。 〔LGWAN メールサーバ及びファイアウォール保守〕	① 当初の契約において、翌年度にまたがる契約期間を設定しておりましたが、単年度となるよう変更契約を締結いたしました。 今後は、DX・ゼロカーボン推進室において契約内容の事前確認を複数人で徹底するなど、適正な契約事務の執行に努めてまいります。

【対象部署】 広報企画課	
指摘事項	改善措置の内容
① 業務委託の随意契約において、当初契約の締結日から7日後に変更の理由を記載せずに変更契約の起案をし、翌日決裁し変更契約を締結している。変更理由の記載がなく短期間のうちに変更契約が行われていることは当初の業務委託内容の精査について疑義が生じかねないため、当初の委託内容は十分に精査されたい。 〔移住ガイドリーフレット作成業務〕	① 業務委託の内容については、当初、他自治体の情報等を参考に仕様書を作成し、見積合わせの上、随意契約による契約をおこないました。 契約後、受託業者と具体的にレイアウト等について協議する中で、リーフレットと別に市内マップを準備することが利用者にとって見やすいものになり、また、そのマップデータを市へ提供いただくことでマップの更新経費も削減できると判断し、当初仕様書になかった内容を追加して変更契約に至りました。 これらの変更に至った具体的な理由については、変更契約の起案で明記をしておらず、説明が不足しておりましたことお詫び申し上げます。今後は適切な事務処理に務めてまいります。 また、業務委託の内容については、当初契約締結前に十分な議論を交わし、精査した上で契約するよう努めます。

【対象部署】 保険健康課	
指摘事項	改善措置の内容
① 補助金事務において、申請者から提出された交付申請書が要綱に定められている提出期限を過ぎていたため、交付にあたっては補助金交付要綱を遵守されたい。 〔令和7年度 鹿島市老人クラブ連合会補助金〕	① 今回の指摘事項については、提出期限についての認識不足と期日管理の不足が原因であったと考えています。外部組織を含めた関係者全体で補助金事務の適正化を図り、期限厳守を徹底するため以下の改善措置を実施します。 1 補助対象団体との連携強化と意識共有 市老人クラブ連合会に対し、今回の事務処理経過および指摘内容を説明するとともに、補助金交付要綱および提出期限の重要性について再確認を行いました。今後は両方で密に連絡・連携を取り合い、スケジュール管理を徹底した上で適正な事務遂行に努めることとします。 2 庁内における業務進行管理および可視化の徹底 他業務も含めた「業務進行確認シート」を作成し、係内において定期的な進捗チェックを実施します。また、グループウェアのToDo機能を活用して個人の業務進捗状況を係・課内で共有、可視化することで、事務の遅延に組織全体で早期に気付き、フォロー体制を講じることができる環境を整備します。

【対象部署】 福祉課	
指摘事項	改善措置の内容
① 業務委託の随意契約において、契約締結伺で決裁者の決裁を受けずに契約したものの、また決裁日の記入誤りがあったので、鹿島市財務規則等に基づき適正に処理されたい。 〔鹿島市身体障害者等訪問入浴サービス事業委託〕	① 今回の事案は、起案者が決裁権者による決裁完了を適切に確認しなかったことに起因します。ご指摘後、決裁権者へ経過を説明し決裁を受けるとともに、課内で注意事項を共有し、適正な契約事務及び電子決裁システムでの決裁確認を徹底するよう周知しました。 今後は、契約締結前と決裁完了後の事務処理を適切に実施します。併せて、契約事務チェック表や財務規則などの契約関連マニュアルを課内共有フォルダに格納し、職員が随時確認できる環境を整備することで、再発防止に努めます。

【対象部署】 産業支援課	
指摘事項	改善措置の内容
① 業務委託の随意契約において、契約締結 何で決裁者の決裁を受けずに契約したも の、また決裁日の記入誤りがあったので、 鹿島市財務規則等に基づき適正に処理され たい。 〔鹿島市産業活性化施設清掃業務委託〕	① 決裁の押印を確認せずに文書を保管してしま ったのが原因で、決裁日も誤っていました。 今後は、決裁の確認と契約事務チェック表を 活用し、適正な契約事務に努めます。
② 物品購入に際して売買契約書に具体的な 契約条件がわかる約款等の添付がなかった ため、契約書を作成するときには十分に確 認されたい。 〔「搾汁機」購入〕	② 財務規則の認識が不十分であったために起き たミスでした。改めて財務規則の確認を行うと ともに、契約事務チェック表を活用し、ミスの 防止に努めます。
③ 補助金事務において、交付申請書と添付 の事業計画書の内容が異なるものがあつた ため、書類の審査は確実に行われたい。 〔鹿島市地域資源活用販路拡大支援事業補助 金〕	③ 補助金交付申請書に添付されている資料の確 認不足が原因です。 今後は、交付申請から決定、支払までの受付 チェック表を作成し、一つひとつの事務に間違 いがないよう確認しながら適正な事務処理に努 めます。

【対象部署】 商工観光課	
指摘事項	改善措置の内容
① 業務委託契約において、覚書の締結起案を行わずに覚書を交わし、また変更契約においては変更契約書に契約日の記載がないものがあったため、鹿島市財務規則等に基づき適正に処理されたい。 [令和7年度～令和9年度 鹿島市営中央駐車場警備保障業務委託契約書（長期継続契約）] [令和7年度 鹿島市営駅前駐車場警備保障業務委託契約書]	① ご指摘いただいた業務委託契約においては、契約書本体の締結起案は行っていたものの、補足的文書である覚書の締結起案が漏れておりました。 また、変更契約書への変更契約日が記載されておらず、契約書として不備がありました。 3年間の長期継続契約である「市営中央駐車場警備保障業務」につきましては、今年度の契約締結業務は発生いたしません、今回の誤りを繰り返さないよう、課内で事案を十分に共有し、次期契約時には覚書の内容を当初契約に組み込んで契約を行うよう業務引継ぎを行います。また、単年度契約である「市営駅前駐車場警備保障業務」は、当初契約書に覚書の内容を組み込んで契約を行いました。 今後は、「鹿島市財務規則」、および「入札・契約制度マニュアル」の遵守に加え、契約書記載事項チェックリストを新たに作成することで、契約事務と文書作成の適正化に努めていきます。
② 業務委託契約において、契約書本文の内容と添付されている契約約款の内容に一部相違があったため、契約書を作成するときには十分に精査されたい。 [令和7年度 鹿島市干潟展望館エレベータ点検業務委託]	② ご指摘いただいた干潟展望館エレベータ点検業務委託契約につきましては、相手方の定型契約書を使用しておりますが、市の委託契約約款との間に相違がありました。 具体的には、相手方契約書第5条では再委託が相手方の判断で可能とされている一方、市の委託契約約款第3条では再委託を禁止（予め書面による承諾を得た場合を除く）としており、この点において契約内容の統一が図られていない状況にありました。 今年度の契約においては、相手方と協議し、市の約款に合わせ、再委託を禁止（予め書面による承諾を得た場合を除く）とする内容で契約を行いました。 今後は、契約書と約款の相違があるか確認を徹底し、相違を確認した場合は契約締結前に解決することを徹底いたします。

【対象部署】 農林水産課	
指摘事項	改善措置の内容
① 補助金事務において、県からの変更交付決定・額の確定の通知を受理する前に補助事業者へ通知をされたものがあったので、適正な予算執行に努められたい。 〔令和7年度鹿島市酪農経営向上緊急支援事業費補助金〕	① 当該事業補助金交付要綱に基づき遂行していましたが、県担当課ならびに事業実施主体との連絡調整で、本市の既決予算内で収まるとの認識が先行してしまい、県からの変更交付決定ならびに額の確定通知を待たずして執行する形となっていました。 今後はこのような誤りがないよう再発防止の徹底を行うため、事業遂行のチェック表を添付することで可視化し、適切な事務処理に努めていきます。
② 交付対象事業として行った研修会の参加費の一部で交付対象経費として疑義が生じかねないものがあったので、実績報告書の審査時に事業の目的や必要性を厳格に審査し、額の確定の起案に審査の結果及び理由を添付されたい。 〔鹿島市漁業後継者育成活動支援事業交付金〕	② 今後は交付金対象として疑義が生じかねないものが含まれる場合は、参加する目的や参加後の復命とその内容を対象団体内で共有の実施が確認できる書面を実績報告時に添付させ、実績報告書と合わせて内容の審査、確認を行い、交付金対象かどうかを判断します。 またその後の額確定の起案の際には、審査結果及び理由についての記載も行ないます。

【対象部署】 環境下水道課	
指摘事項	改善措置の内容
① 業務委託契約において、契約保証金の免除条項に該当する履行保証保険証券が提出されているにもかかわらず、契約書では免除ではなく契約保証金を支払う記載となっていたため、鹿島市財務規則等に基づき適正に処理されたい。 〔令和7年度 第10号公共下水道事業下水道管路特別重点調査業務委託〕	① 契約担当課（財政課）と協議の上、契約書（案）を起案する際の契約保証金の欄の記載方法を改めるとともに、相手方に送付する際は空欄とする取扱いを徹底することとしました。 また、契約締結後の会計事務を行う際も、改めて課内の確認を徹底し、財務規則等に則った事務を行っていきます。

【対象部署】 教育総務課	
指摘事項	改善措置の内容
① 業務委託等の随意契約において、契約締結の起案を行わずに契約締結されているものがあったので、鹿島市財務規則等に基づき適正に処理されたい。 〔古枝小学校 楠木剪定業務委託〕 〔西部中学校 金工室天井たわみ修繕〕	① 当該契約において、契約締結前の起案手続に不備がありました。 鹿島市財務規則等に基づき、契約締結前の起案手続は法的根拠、予算措置の確認など重要な役割を果たすものです。 指摘のあった２件については、契約手続理解が不十分であったことが原因と考えられます。改善措置として、以下の対応を講じました。 第１に、入札・契約管理係から本課と学校事務職員を対象とした消耗品、備品購入に係る契約事務研修を実施しました。 第２に、過去の例月出納検査事情聴取事項について根拠規定、改善事項を改めて整理した文書を作成し、入札・契約制度マニュアルとともに職員に配布しました。 これらの措置を通じて、契約手続等の適正化に取り組み、同様の不適切な処理が生じないよう努めてまいります。